

令和 7 年 度 第 2 回
塩竈市入札監視委員会会議録

令和 8 年 1 月 2 9 日

塩竈市管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和8年1月29日（木曜日）午前10時00分 開会

出席委員（4名）

浦井義光 委員長
赤石雅英 委員長職務代理
品田誠司 委員
我妻賢一 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

下水道課
生涯学習課 まちづくり・建築課
危機管理課
生活福祉課

各課（係）長

事務局出席者

総務部長
総務部管財契約課長
総務部管財契約課契約係長

1. 開会

2. 挨拶

3. 報告

(1) 低入札調査実施事案総括表

(2) 指名停止業者一覧表

4. 抽出事案の説明

5. 議題

【抽出事案の審議】

(1) 工事請負契約：2件

①令7-単 牛生雨水ポンプ場外1箇所蓄電池更新工事

【下水道課】

②令7-依・単 杉村惇美術館及び公民館本町分室耐震補強工事

【生涯学習課】

(2) その他契約：3件

③塩竈市防災行政情報伝達システム整備業務委託

【危機管理課】

④塩竈市定額減税補足給付金（不足額給付分）事務業務委託

【生活福祉課】

⑤令7-単 藤倉汚水ポンプ場修正設計業務委託

【下水道課】

これより、塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員及び企業名は伏せて公開

○委員長 本日の流れでございますが、まず初めに、工事請負契約2件を審議いたしまして、休憩を挟み、引き続いて、その他契約3件の審議を行います。

初めに、「令7ー単 牛生雨水ポンプ場外1箇所蓄電池更新工事」について、発注担当課及び契約担当の方、準備でき次第、説明をお願いいたします。

○下水道課 それでは、下水道課のほうからご説明したいと思います。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

工事の概要をまとめたものになります。

工事名は記載のとおりということになりまして、3の工事目的ですけれども、経年劣化したポンプ場の蓄電池、これは自家発電装置がございまして、そちらのバッテリーの更新、取り替えるという工事になっています。

契約日は7年8月8日ということで、契約金額が211万2,000円ということになります。

場所は、右側の位置図ということで、ポンプ場、雨水ポンプ場の2か所の蓄電池更新を行うというものでございます。

続きまして、抽出理由に係る内容でございますけれども、まずはAの積算方法ということになります。

この積算方法につきましては、日本下水道協会が発行しております下水道工事の積算基準というのがございます。そちらに基づきまして積算をしております。

また、機器等につきましては、塩竈市の見積徴収要綱によりまして、5者から見積りを徴収いたしまして、そちらの単価をもちまして積算をしているというような状況でございます。

続きまして、Bということで、入札不調の経緯ということでございます。

こちらにつきましては、資料のほうの5ページをご覧くださいと思います。

こちらが入札の結果の第1回目から第4回目までまとめております。一番左側に業者名とランクがございます。

まず、第1回目につきましては、ランクBの業者を指名ということで、結果的に不落になっ

たということでございます。

2回目につきましては、Aランクの業者を指名いたしまして、札を入れた方が最終的には6者ということになりまして、最低の入札額であったのが2回目に200万円で入札した8番目のA社ということでございます。

3回目につきましては、ABランクということでございますけれども、設計価格の単価を先ほど要綱に従いまして見積りを取り採用していますが、営繕工事ということございましたので、第1回目と第2回目は機器の最低単価を採用しておりました。1回目、2回目が不調ということもありまして、機器は平均価格に改めたところ、設計価格が約20万円上がったということでございます。

また、あわせまして、工期も足りなくなったということも考慮しまして、工期のほうも約1か月延ばしたということでございます。

ただ、こちらも、入札に参加した方が今度は1者だけということございまして、こちらも不落になったということでございます。

さらに、4回目ということで、ここでようやく入札の札が予定価格を下回りまして、最終的には1者の方が落札をしたということでございます。

こちらにつきまして、まず工期でございますけれども、入札不調が続いたものですので、2回目に入札した方に聞き取りをしまして、やはり工期が長いと、どうしても諸経費が会社としては高くならざるを得ないということで、あと、あわせまして蓄電池の納期が当初よりも早くなりそうだということで、4回目には工期を縮めております。

また、設計額につきましては、1回目、2回目は最低価格を採用し、3回目には平均価格に見直しをしております。

また、聞き取りで、辞退理由を聞き取りしておりますけれども、2回目に入札をしまして一番上のB社さんは、やはり札を入れた220万円ぐらいが限界だということございました。

さらに、同じく2回目に札を入れましたA社さんも200万円が限界ということございましたので、営繕工事の最低単価を途中で平均価格に見直ししております。

あとは、棄権の理由を2者ほどお聞きしたんですけれども、やはり金額的に無理だということと、所用があつて参加できないという方がいらっしまったということでございます。

以上のことから、入札が4回行われたものでございます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料2ページをお開き願います。

まず、資料の上段、発注方法といたしましては、指名競争入札としております。

2の資格要件等ですが、本案件は3回の不落を経ており、契約に至った際の指名の理由といたしましては、本市の指名登録業者であり、市内に営業所等を有し、電気工事A Bランクで登録があることや、指名停止等の期間中でない業者などとし、これらを満たす14者としております。

4の金額等ですが、落札価格が、5行目ですね、5行目ご覧いただきたいんですが、税抜きで192万円、落札率が、一番下です、89%。5の契約の相手方は、C社となっております。

資料4ページをお開き願います。こちらは本案件の契約台帳となっております。

この表ですが、左側には、表の4行目に最低制限価格、その下が予定価格、そのほか落札価格や請負人などが記載されている表でございます。

右側が入札の経過となっております。右側をご覧ください。

14者を指名したところ、3者が入札に参加し、1回目の入札で1番札の180万円が最低制限価格である税抜き191万8,530円を下回ったため失格となり、2番札のC社さんの192万円が予定価格である税抜き215万1,000円以内、かつ最低制限価格以上となりましたので、落札となりました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員 すみません。抽出したということもありますので、私から一、二点確認したいんですが、先ほど金額が最低から平均価格ということで見直したとおっしゃられましたが、こういった見直しは、他工事も含めて頻繁にといいますか、状況に応じて行われるのかどうかということとをまず1つ確認したいというのがあります。

2つ目なのですが、C社さん、最初の金額が400、500万円近い金額が192万円まで落ちてきているということで、いろいろな設計の状況の変化にもよるとは思うんですが、さすがにここまで下げて、履行も含めていろいろ問題というか、もちろん問題ないからこうなったのでしょうか、ここまで下げることができたというのは何か特段の理由というのはございますでしょうか。

○下水道課 まずは、設計の見直しということでございますけれども、まずは1回目、2回目

不調であったということで、見直すべきポイントはどこかという部分を検討いたしました。まずは、2回不調だったということで、工期を見直してございます。さらに、設計内容の部分は、概要で説明しましたが、バッテリーを交換するだけという工事でございますので、やはり単価の部分、人工は見直しできないんですけれども、単価という部分では、普通の工事ですと平均を使うんですけれども、営繕工事は最低を採用するというので、そちらを見直したということでございます。その結果、設計額のほうが若干20万円ほど上がったということでございます。

あとは、そうですね、C社さんでございまして、1回目から参加していただきまして、2回目は参加していないということで、次の3回目に245万円の最低で入れていただいた。その後、聞き取りをしたんですけれども、やはり220万円ぐらいが限界だという話をしてきたことと、あとは工期が長いため諸経費が高くなるとおっしゃっていた部分を見直して、3月12日までの工期を1月30日までに短くしまして、何とか応札をしていただいたという形になります。結果としては、192万円の入札になりました。

さらに、1番の方、B社さんですけれども、こちらのほうは、2回目の入札のときは221万円ということでの札を入れておったんですけれども、この方も180万円まで下げてください、A社さんも200万円であったということです。

○委員長 よろしいですか。

○委員 1つだけ確認なんですけど、そうすると1月30日までの工期ということは、C社さんが自分で1月30日までできるだろうと設計すると、C社さんでは最初から金額が安くなったということなんでしょうか。結局、今のご説明でいうと、3月12日までが短くなったので安くなったということになると、C社さんが、いや、例えばそのバッテリーが簡単な工事だからすぐできるよと言ってそこまでで終わりで、そこまでで積算すると、最初から安く札入ることが可能だったと、それは経営判断もあるとは思いますが、可能だったということなんでしょうか。

○下水道課 こちらの経過、結果を見ますと、やはり金額的に一番安い180万円で、最初からこの札を入れていただければ1回目で、もしくは2回目でB社さんが参加したときに落札ができたんじゃないかなと見えるんですけれども、いわゆるその事情がいろいろあるみたいで、人工の手配がつかないということとか、バッテリーの入手のほうの都合がつかなかったとか、そういう部分があったというのが今回聞き取りをしながら出てきたということでございます。

○委員 よろしいですか。

何か今のお話聞いていて、何か変だなと。蓄電池の交換ですよ。そうしたら、それは業者が、何の制限もなければ、私だったら1週間で人夫集めて、1週間で交換できますよというのであれば、それでいいのではないのでしょうか。何でこう何か月も、あるいは何か動かしながら少しずつ交換するだとか、何かそういう特別な技術が必要なものなのか。だから、単なる交換工事なのに、何でそんなに期間が必要なのかというのがちょっと分からないというのが、まず1つです。

あと、もう一つ、すみません。当初説明伺ったときに、予定価格を算定するのに5社から見積りを取ったんですよ。だから、その5者からの見積りの金額で、その5者から見積りを取った時期と、それから金額についてはどうだったかというのをちょっと教えていただきたい。それと、この予定価格との整合性というか、その辺どうだったんでしょうかということをお聞きしたい。その2点です。

○下水道課 まず、時間がなぜかかるかというところだったんですけども、おっしゃるとおり施工自体は1日で終わるような作業になっております。なぜ時間がかかるかというところなんですけれども、機器の製作期間というものがあまして、見積りを取ったときにそこを聞き取りしまして、契約してから製作するので、製作期間6か月プラス施工期間1日というような工期になっているところであります。

あと、見積りを取った時期なんですけれども、第1回目発注の1か月程度前というところで、見積り期間内の見積りを使って積算しましたが、見積り期間の有効期間も6か月程度取ってまして、第4回目までずっと同じ見積りで積算をさせていただきました。

○委員 ありがとうございます。よろしいですか。

まず、何か私のイメージでは、蓄電池の更新だから、蓄電池はメーカーから買ってきて、工事業者は取り替え工事をするだけ。だから、蓄電池を最初から作るんだとすれば、C社さんの問題じゃなくてメーカーの問題になるんじゃないのでしょうか。まず、それが1点。

それから、見積りについては、時期は直近だと分かりましたけれども、その5者の金額がどうだったのか。それと、今回の予定価格との関係はどうだったのかというところをお聞きしたかったんですが、いかがでしょうか。

○下水道課 まず蓄電池だったんですけども、製作してそのまま置いておくと劣化してしまうものなので、交換するときに作って新しいものを入れることになります。

あと、見積金額だったんですけれども、こちらは、工事の全体額というより、使う単価だけの見積りと人工の見積りになっております。

○委員 結局、予定価格との差異というか、例えば、私の期待した回答としては、5者から見積りを取って、みんなそれぞれ単価とか違うかもしれないんだけど、その平均でもって算定しました、予定価格を算定しましたということなのか、その中の一番高いやつを取った、低いやつを取ったものなのかというところを聞いたかったんですが、そこはいかがでしょうか。

○下水道課 見積りの採用については、見積りの要綱がありまして、営繕工事だと見積りを取った中で大きい差異のものを除いて最低価格のものを使用するという事になっているので、最初はそのように積算したところです。

2回目の公告までその積算でございましたが、入札額より設計価格のほうが低く落札されないという状況だったので、営繕工事相当ではなく通常の工事と同じように平均価格を使用すると見直しまして、5者取ったうちの大きい差異がある見積りを除いたもののうちの平均価格を使用して積算し直したのが3回目からの積算金額ということになっております。

○委員 その説明は分かりました。

となると、この工事の進行のやり方というのがよく分からない。イメージとしては、蓄電池がどこか外部で作っているのがあって、それを古いものと交換するだけではないのか。あるいは、その蓄電池が例えば何個かあって、それを稼働させながらだとすると、例えば10個あれば1個ずつ交換していかないといけない事情があるだとか、でも10個あれば、もうその作業が終われば、一挙にやれるんだったら何かやれる。だから、何でそんなに工期が必要とするのかがやはりまだびんとこないんですけれども。

○下水道課 工期については、先ほど説明したのと同じことになってしまうんですけれども、蓄電池というのは、作って置いとくと、どんどん劣化してしまうんです。なので、メーカーとしても作ってストックしておくという事はしないというところで、発注してから作って、最新のものを入れるものになっています。その製作した納期が大体最初だと6か月程度かかるという話だったんですけれども、3回目終わったタイミングで聞き取りしたら、もう少し早くできそうという状況になりましたので、4回目では工期を短くしたというところになります。

○委員 すみません、まだ分からない。何か蓄電池というのは、それを作るメーカーがあるんで

あれば、その蓄電池が1個であれば、その完成がいつかというのがあるから、それは工期の問題じゃなくて、製作まで期間だから、C社さんがやる作業は、現場での取付け作業だとすれば、その取付け作業の日数分だけ人夫代とか、あと仕入れが幾らになるのか、それはC社さんに任せればいいので、自分で作っているんじゃないんだけど、だからそれと自分で仕入れてくる値段とそれから設置する工数、それに関わる人件費等、それが入札の価格になるのではないんだろうかと思っちゃうんですけれども、それで何で製作をする日数までその積算の対象になるのかがよく分からない。

○下水道課 まず、バッテリーでございますけれども、通常車等のバッテリーであれば、ホームセンターやカーショップで売っているということなんですけれども、受注製品ということがございますので、契約して申し込んでから作り始めるということでございます。その期間がある程度必要になります。例えば、下水道ですとポンプであるとか作るのに受注期間が1年ぐらいかかってしまうものもあります。その期間業者は何しているのかというと、契約して製造できるまで、例えばポンプですと更新できないので、そのままずっと待っているというような状態が工事としてもございます。受注製作というのはそういった形で期間がかかってしまうと。

あと、単価ですけれども、資料の33ページをご覧くださいと思います。こちらの一番上に、機器ということで、1-2という形でバッテリーの単価がございます。一番上にD社さん、E社さん、あとバッテリーメーカーですね。こういった方々と、あと、実際に電気屋さん2者と。いわゆるメーカーさんと受注できる業者を比べてもあまり差異がない単価ということで、比較をしながら単価を採用しているというような状況でございます。

○委員 すみません、C社さんは、バッテリーを作るんですか、これ。それとも買ってくるんですか。

○下水道課 C社さんは買ってきます。

○委員 ですよ。

○下水道課 はい。D社であるとか、F社というのはメーカーということになりますので、製造もしています。

○委員 ということですよ。

○下水道課 だから、その部分で、製造しているところと実際設置するところと、あまりマージン的なものは発生していない見積りであるという結果でございます。

○委員 あまり長い時間あれですが、それでもやはり工数が幾ら。というか、だから400万円と200万円の2倍違うわけで、となると、それは何か人件費だとか、そういったものが何日もかかるから、現場に張りついていなきゃいけないから、その分だとか、そんなイメージが出ちゃうんですけれども、単なる蓄電池の交換であれば、設置作業は決めた日数で終わっちゃうんじゃないかと。そうすると、あとは処分費ですよ。結局、当初の値段、400万円から200万円まで半分に下がったというのが、工期が長いからというお話を伺うと、工期じゃなくて、蓄電池の製作期間に対して人件費はかからないんじゃないかと思いますが、いかがなんでしょうか。

○下水道課 聞き取りの結果は、諸経費がかかるという回答ということでございました。この見積りの最後の入札結果調書でございますけれども、8番目のA社さんは、2回目には参加しているんですが、2回目から200万円の札を入れていただいています。なので、A社さんは、最初から最後まで変わらずの札でございました。3回目は、聞き取りしたところ所用で参加できなかったということでしたので、A社さんの札を見ると、そのままスライドしている形でございますけれども、4番目のC社さんは、最初から最後の札まで行くと随分下がったことは、確かに今回の入札では出ているということでございます。

○委員 すみません。いや、今さらながらだけれども、この2回目で200万円ですかね、A社さんが入れてあって、それが要は183万9,000円だったから、上だったから駄目だったんであって、ところが次は平均単価で持ってきた215万ですよ。だからそのままやってくれば取れますよということなのに、何でこのA社さんは、札入れなかったんでしょうかね。

○下水道課 そちらも、今申し上げたとおり、A社さんに聞き取りをしたんですけれども、3回目は所用で参加できなかったということで、3回目参加していれば、A社さんがそのまま取れたんじゃないかなと思います。

○委員長 すみません、若干時間が。いろいろ、ちょっと今も問題のところが出てきましたので、今後検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

発注担当者の交代をお願いいたします。

それでは、続いて、「令7-依・単 杉村惇美術館及び公民館本町分室耐震補強工事」につ

いて、担当課及び事務局より説明をお願いいたします。

○生涯学習課 まず、事業概要についてご説明する前に、杉村惇美術館及び公民館本町分室につきまして、どのような建物なのかご説明をさせていただきたいと思っております。

今配付いたしましたパンフレットをご覧いただきたいと思っております。

この建物は、昭和25年建築の2階建ての管理棟と昭和32年建築の大講堂からなっております。年数が古いため、様々な利用をされてきた建物ですが、比較的最近では1階部分を公民館、2階部分を教育委員会の事務所として利用しておりました。東日本大震災後には、被災した庁舎の代わりに活用されました。

その後、壱番館に市役所の庁舎機能が移ったことから、リノベーション工事を行い、管理棟の2階部分は美術館、1階部分は公民館の分室として活用することとなりました。同時に、特徴的な大講堂の屋根、塩竈石を使った外壁など、建築当時の地元の産業を知ることができるという観点から、平成25年、市の有形文化財に指定されてございます。

文化財に指定されたことから、建築審査会におきましては建築基準法の適用外となることが認められ、耐震診断は行われないうままとなっております。建物の特殊性から診断が困難であったということもございます。

しかし、避難所となっていること、常に不特定多数の利用者が出入りする施設であることなどから、耐震診断の必要性が検討されることとなり、令和4年度に耐震診断を行い、耐震補強が必要との結果を受けて補強工事を行うこととなりました。

続きまして、工事概要についてご説明したいと思いますので、資料の1ページをご覧ください。

本工事は、本市の指定文化財、旧塩竈市公民館である杉村惇美術館及び公民館本町分室の耐震補強工事でございます。

対象建物の構造種別は大きく3つに分かれておりまして、管理棟は1階が鉄筋コンクリート造りで、2階が木造トラス構造、大講堂は集成材を用いた木造となっております。

建物の安全性を確保するため、令和4年度に文化庁が示す「重要文化財耐震診断・耐震補強の手引き」、耐震診断指針等、各種基準に準じ、耐震補強設計・耐震診断を実施しました。

この結果、管理棟2階部分は耐震性が低いという結果が出ましたので、耐震補強設計を行い、本工事において、構造用合板並びにオイルダンパーを取り付けて耐震補強を施しております。

また、1階の大講堂と管理棟境にあるコンクリートブロックの壁につきまして、この壁自体

は非構造部でございますことから、構造部との接続状況については、大地震時に崩壊しないような対策が必要となる可能性がありましたので、本工事の中で詳細な調査を行い、その結果を受け、接続部の両面を鉄板で挟み、固定するような形で、構造部との接続への補強を施しております。

耐震補強後の建物は震度6強程度の地震の震動及び衝撃に対して倒壊する可能性は極めて低くなり、安心して使用可能となります。

工事概要については以上となります。

○まちづくり・建築課 積算の方法につきましては、発注監督を担当しておりますまちづくり・建築課からご説明をさせていただきます。

資料の14ページ、右下にA-08と記載がある図面の資料がありますが、こちらをご覧くださいと思います。

本工事の内容は、耐震補強並びに補強に必要な範囲の仕上げ材の解体・復旧が主なものですが、対象建物が文化財であることから、既存の仕上げ材は原則として再使用、解体・保管に当たりましては特段の注意をしますし、既存の構造部材に合わせて耐震補強箇所の下地調整を行い、耐震補強後の仕上げ材の復旧に当たっては、復旧材と既存材がなじむようにするなど、そのほとんどが特殊な作業となっております。

このような文化財の改修工事であるがゆえの特殊性を考慮いたしまして、大工工事等については、文化財の修理などを経験したことがある専門の業者さんからの見積価格を使用して単価及び価格を算定することといたしまして、3者から見積りを徴収し、その結果における最低の価格を採用しております。

また、一般的な建物の改修工事と比べて特殊性の低いものにつきましては、県単価や刊行物掲載の単価があるものについてはそちらの単価を使用いたしまして、公共建築工事積算基準等にのっとり積算を行っております。

○委員長 ありがとうございました。

では、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 続きまして、契約の概要をご説明いたします。

資料3ページをお開き願います。

発注方法は、条件付一般競争入札としております。

2の資格要件等ですが、参加資格条件等の概要につきましては、令和7・8年度の塩竈市指

名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、公告日時点におきまして、営業所等を宮城県内に有していることや、指名停止を受けている期間中でないことなどとしております。

4の金額等ですが、落札価格が税抜きで2,600万円、落札率が99.1%。

5の契約の相手方は、G社となっております。

資料5ページの契約台帳をお開き願います。

右側の表をご覧ください。1者が入札参加し、1回目の入札で予定価格以内となり、落札となりました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、お願いいたします。

○委員 いわゆる重要な建築物だということは分かるのですが、さりとて、多分これ、ほかにもこういうのを宮城県内というか、塩竈に施工できる事業者がいないものなのか、そもそも事業者が少ないものなのか、でもそうなるとう任意契約みたいな話になるはずと思いますが、1者になった理由というか、その旨どういう状況だったのでしょうか。

○生涯学習課 推測の域は出ないんですけども、今回の工事は、委員おっしゃるとおり少し特殊な形になっております。

2階の補強に関しましては、解体・復旧なんですけれども、文化財ですので、なるべく再利用するような復旧とするように指示しております。資料でいいますと、14ページのA3判の図面です。左上のほうに米印、改修概要というのを書いてございまして、その下のほうに米印、本建物は市指定文化財のため、下記の注意事項を厳守することということで示しております。

1番目は、仕上げ材は原則として再使用のため、解体・保管に当たっては、取扱いに注意する。そうですね、丸ボチの1つ飛ばしてその下なんですけれども、再使用材は解体前にチョーク、木札で番付をうち伏図を作成する。その下、解体箇所は随時メモや写真で記録をとる。何を言いたいかというと、解体に際しては記録を取り、パズルのように元に戻すというのをお願いしています。かなり特殊な作業になります。補強工事自体は一般的なものでございますが、解体・復旧に関しては、まず職人技が必要かなと感じております。

もう1点ございます。15ページ、これもA3判の図面になるんですけども、主に1階の補強に関してなんですけど、図、中ほど上のほうにCB壁の接続部調査と指示してございます。これは、本施工に当たっては、文化財保護審議会への要否の決定を仰ぐといったところが趣

旨でございまして、それは現地調査をしてみないと分からない。もしかしたら挟まなくてもいいかもしれないという中での発注でございました。構造部材とコンクリート壁が鉄筋でくっついていないというような、レントゲン調査とかいろいろやりましたので、それをまず報告書を書いていく。整理していただき、そして審議会へ、やはり補強が必要だ、こういう補強をいたしますというような報告をしまして、そこで決定をいただきまして補強するという内容で、手順にかなり特殊性があるといったところでございます。

この2点に関しまして、県内でもなかなか手を出すところがないのかなというのは感触としてございます。以上でございます。

○委員長 分かりました。

それでは、どうぞ。

○委員 見積りに関してちょっと確認したいんですけれども、3者を見積りを取っていただいて、一番低いところで積算されているということだと思んですが、今回の一般競争入札の条件は県内に営業所を有しているということで、ほぼ県内業者誰でも参加していいですよという中で、3者を見積り、どういった基準でその3者を選ばれたのかという部分を教えていただいてよろしいですか。

○委員長 お願いします。

○まちづくり・建築課 お答えさせていただきます。

本工事に係る耐震補強設計というのが、その建物が文化財ということから、H社さんという設計業者さんのほうに委託して実施されております。見積りの徴収も業務に含まれておりまして、業者さんの選定については、こちらで指定しているものではないんですけれども、文化財の改修工事を経験したことのある専門業者さんから取っていただいているというような状況です。

○委員 そうすると、建築を担当された業者さんが選んだ3者ということだということですね。

その3者のお金の開きってどんな感じだったんでしょうか。

○まちづくり・建築課 市の見積徴収要綱で、大きな乖離がない場合は最低を採用していますけれども、大きな乖離は平均から30%以上となりますが、差は開いていなかったです。

○委員 最後に、建築の仕様にそもそも見積り徴収が入っているということですが、その3者というのも、もう決まって、多分5者とか、そういった何かルールはあったのでしょうか。

- まちづくり・建築課 営繕の場合は原則3者になっています。入札に参加する予定のあるような方が含まれるときは5者ということになっています。以上です。
- 委員 今回の入札に参加されているG社からも見積り取られていますよね。そのときは5者になるという意味ですか、今のは。
- まちづくり・建築課 今回、その設計の中で見積りを取っているのは、大工工事の部分において専門業者さんから取っていきまして、その中に、今回入札に参加されているG社さんは含まれておりません。ほかにも内装工事とか塗装工事とかいろいろある中で、特殊性のある部分について見積りのほうを取らせていただいているというところになります。
- 委員 ちょっとすみません、じゃ、この59ページにあるこの見積書、G社の見積書は、建築設計事務所が取ったものではなくて、これは応札するときの見積書ですか。
- まちづくり・建築課 はい。札入れの根拠というか、添付書類として見積書だと思われます。
- 委員 了解いたしました。
- 委員 すみません。1者応札というところが問題かなと。51ページ、ご覧ください。この補強工事、発注の方法、適用理由、設計金額が1,000万円を超える工事であり、競争性を確保するため一般競争入札制度を適用したいと。競争性、確保されておりますか。競争性というのは、複数者が札を入れて初めて競争性が確保される。しかも、見積りというか、あともう一つ、特殊なものだからということで、設計のH社、ここに図面を書いていただいていますけれども、この図面代といいますか、これはお金どこから出ているんですかね、コスト、ここの費用。H社さんに、これの補強工事の図面書いてもらっていますけれども、通常は建築会社と管理会社があって、設計会社が管理会社という。自分で図面書いて、ゼネコンさんに、工務店さんにやってもらうという。そうすると両方にお金払わなきゃいけないというのが僕は頭あるんだけど、これの設計代のお金はどこから出ているのでしょうか。
- 生涯学習課 通常の設計で委託を行いまして、その費用の中でやっただいているということです。設計を委託しております。
- 委員 だから、それはいつ、今回のこのリストの中に何か、お支払いの中に載っているんですか。幾らかかかったんでしょうか。
- 生涯学習課 工事の中身はお示ししておりますが、設計費は書いていないです。
- 委員 ない。
- 生涯学習課 ないです。お示しの資料の中には、ないですね。

○委員 この発注事業一覧表の中に、26件の中には、これ入っていないということなんですか。

○事務局 26件の中には、工事のみの件数になっておりますので、もし入っているとすると、その他のところになりますが、発注時期が定かではありませんので、この4月から9月より以前に契約等しているのであれば、この表の中には含まれていないものとなってございます。

○まちづくり・建築課 すみません、3月まで、去年の3月まで設計が終わりまして、4月に起工しているという状況です。

○委員 分かりました。ただ、となれば、結論を言うと、設計をした方が入札の工事も参加されない方で、こちらで別途発注したこの図面に基づいて施工する業者だけを今回入札で公募したということによろしいんですかね。はい。

結果的に、それはそれでいいんですけども、先ほど言いましたように、競争性を確保するために一般競争入札ということを行っているんですけども、競争性確保されていないので、その場合にどうしたらいいんだという議論はされたのでしょうか。

○生涯学習課 この案件につきましては、1回不調になってございます。その際に、条件が、文化財の改修に携わった者というところがありましたので、2回目の入札条件に関しましては、そこは除外させていただいて門戸を開いているような状況でございます。以上です。

○委員 ということは、もう最初からG社さんしかいないということが分かっていて、そこで一般競争入札をしたのではないのかと私は思うんですけども、そうじゃないんですか。

○生涯学習課 1回目の入札は参加者がいないという状況でございましたので、G社さんが参加なさるかどうかなというのは、その時点では知り得ませんでした。

○委員 いや、ここら辺の改装工事何かやられていたようですけども、それG社さんがたしかやっていたんじゃないのかなと思うんですけども、どうなんですか。改装工事はどなたがやられたのでしょうか。

○生涯学習課 改装工事は、大改修工事を行っておりまして、エレベーターの設置や大講堂とか管理棟につきましては、新築と同じような改修工事だったんですけども、そこはG社さんにやっていただきました。

○委員 何か、ですから、この工事、受けるのはG社さんしかいないというのは、最初から市の指定文化財ということで、その後それができる業者さんがいればいいけれども、結果的にい

ないということは、この業者が最初から決まっていると言っても過言ではないんです。そうすると、競争性の確保はされない。であればどうするかということを実は考えていただきたいということです。それであれば、特命随契で随意契約するしかないんです。その代わりに一般競争入札だと、市の責任は、それは競争入札なんだから適正な価格であると。ところが、随契であればその価格が適正であることを証明する責任が市側に来ますから、業者じゃなくて、その面倒くさい作業をやらなきゃいけないということです。ということで、全くこの挙証責任というか、責任が転嫁されるんですけれども、やはり責任を持って発注しないといけないんじゃないかなという気がいたします。

あと、すみません、もう一つだけ。指定文化財とおっしゃっていましたが、私もこの講堂で成人式、私は実は夏だったと思いますけれども、行った経験ありますけれども、講堂は確かに指定文化財にしてもいいかというような気もするんですけれども、管理棟だとか、これも何かそんな重要な指定文化財を受けるような重要性のある屋敷なんではないでしょうか。それを単純にお聞きしたい。

○生涯学習課 管理棟ですけれども、外壁に塩竈石を使っております。この当時、建築物に塩竈石を使用されているということから、当時の塩竈の建築の状況が分かる建物ということで、それも含めて市の指定文化財ということにさせていただいております。以上です。

○委員 結構です。ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。

それでは、「令7-依・単 杉村惇美術館及び公民館本町分室耐震補強工事」の質疑を終わらせていただきます。

それでは、担当職員の方の交代をお願いいたします。ご苦労さまでした。

それで、予定ですと、ここで5分間の休憩ということなんですが、大分時間も迫っているんで、続行してよろしいですか。（「構いません」の声あり）では、続行をお願いします。

それでは、審議を再開しまして、「塩竈市防災行政情報伝達システム整備業務委託」につきまして、担当課及び事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○危機管理課 それでは、よろしくをお願いいたします。

「塩竈市防災行政情報伝達システム整備業務委託」について、こちらは防災行政無線の更新事業です。

整備の内容につきましては、大本の親局となるシステムのほうの構築整備、それとあとは市

内78か所に子局を設置しております。本土には68局、浦戸に10局ということで、78局。こちらのスピーカー、バッテリー等を整備する更新の事業となっております。

内容的には、令和7年度の6月に契約しまして、令和8年3月31日までの工期としております。

内容的には、その更新事業の業務委託という内容になってございます。

○事務局 続きまして、契約の概要を説明いたします。

資料2ページをお開きください。

発注方法は、条件付一般競争入札としております。

2の資格要件等でございますが、参加資格条件等の概要につきましては、令和7・8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿の物品・役務部「通信設備（多重無線・電話交換機・放送等）」において登録されており、営業所等を宮城県内に有していることや、指名停止を受けている期間中でないことなどとしております。

4の金額等ですが、落札価格が税抜きで4億2,900万円、落札率が98.88%。

5の契約の相手方は、I社となっております。

資料の4ページの契約台帳をお開きください。

1者が入札参加し、1回目の入札で予定価格以内となり、落札となりました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、質疑をお願いいたします。

○委員 やはりこれは巨額にもなっているんですが、単純に考えて1者しか入っていないということがまずどうなんだろうかなと思っておりまして、質問は、このシステムというのは、例えば非常に特殊で、この会社のものというか、何か特定の機器をそちらで想定してやっていたのか、あるいは、プロポーザルみたいなことをやったものなのかというのが、まず1つあります。

2つ目は、参考見積りは何者ぐらいから実際取って、最終的にこうなったのか。

3つ目は、最初の質問と絡むんですが、なぜここしか応札してこなかったのか、その部分はいかがでございますか。

○危機管理課 それはまず、入札方法についての、選定になりますが、プロポーザルを実施しなかった理由につきましては、まず防災行政無線、これ大きく分けて2つに分かれます。自営の回線網を使う自営網と、あとは通信事業者が一般向けに提供している商用網になります。

この大きく分けて2つ。その中で、伝達手段については9手段ございます。例えば、先ほど言いました自分の会社が提供する無線網ですね。それと、あとは商用網につきましては、FM放送、地上デジタル放送、ケーブル網、光ケーブルと、あと携帯電話網と種類が分けられてございます。

一般的ですと、このプロポーザル方法を実施しながら各回線網を準備している事業者の提案を受けてという形になりますが、今回我々については、塩竈市に合った防災行政無線を設定するかというのを庁内において選定しまして、それで今回整備する携帯電話網を使用する防災行政無線を整備するということまで設定を固めたところです。

その上で、プロポーザルではなくて競争入札にしたほうが良いという判断をしまして、プロポーザル方式ではなく競争入札を選択したというものです。

あと、1者になったというか、基本的には携帯網を使う行政無線については、システムは提供事業者になりますけれども、スピーカーですとか、バッテリーとか、そういったものについては、特殊なものではないですので、防災行政を整備する事業者においては、親機だけはそのものを使っていただいて、それ以外の製品については、量販というか各メーカーから出しているものを使って整備ができると考えてますので、競争入札という内容でございます。

○委員 見積りの関係はどうでしょうか。

○危機管理課 見積りに関しましては、対応できるという形で、9者ほどございましたので、その中に見積り徴収のほうをお願いしたところです。結果的には2者からの見積りが上がってきました。それを参考に積算をしたところです。

○委員 まず、最初の決め方の段階で、それは例えば庁舎内で完結したとかということなんですが、その情報とか危機管理も含めた形での外部委員等のご意見は聞かなかったのかというのがまず1つと、やはり最後の話でいうと、見積りで2者ということなんですが、それは今回入札参加したところも入っているというイメージでよろしいのでしょうか。

やはり何かこれは競争性がどこまで働いているんだろうか。こういうような仕組みで、しかも庁内で決定したということになると、非常に何か失礼な言い方ですけども、特命随契みたいな形にどんどん近づいてきているような気がしてしまい、そのところは、ちょっと若干危惧するところではあるかなと思います。お願いします。

○危機管理課 庁内で設定したというのは、まずこの先ほど言いました9手段の伝達手段がございまして、それを一律に並べますと、やはりどうしてもコストの差が結構激しいというのが

実情でございました。実際、今本市で使っている同報系の無線につきましては、金額のほうが、これより倍近くの金額の提示があったのもございます。ですので、そういったところを庁内で内容、あと今後我々が緊急、災害時に確実に情報を提供したいという部分も含めた形で、それと利便性、冗長性、コスト面などから比較した形で、この携帯網を選んだという形になります。携帯網を選んで、その携帯網を使用している提供事業者が今のところ日本には2社あるんですが、それが九州のほうの会社だったりもするので、今回については大手の携帯網を使った事業者の選定の機器を使って、それで整備をすると決定をしたところです。

○委員長 お願いします。

○委員 これも先生と同じなんですけれども、結局1者しかないので、ここもまた、43ページですか、競争性を確保するため一般競争入札制度を適用したいという、全然競争が図られていないんですよ。

だから、あと、すみません、これ、予算というか、国・県から交付金出ている。

○危機管理課 こちら緊防債のほうの対象事業と全てなっております、その対象事業で実施しております。

○委員 ということですよ。やれる業者というか、もう限定されていて、どうやるかと。いや、業者の選定自体も、もう国がその方針で、あとは金額自体が妥当かどうかは市町村で検討してねという、あまり変な値段で発注しないでねという意味合いですよ。だと思えますよ。もし、だからそれで、ここの宮城県にやれる業者が複数いれば、その複数見積り取ればいいんですけども、いらっしゃらないでしょう。ここしかないんじゃないですか。それとも、同一の作業をやれる業者さんがあるんですか。

○危機管理課 作業的には、できる業者さんはあります。ただ、実際には、やはりどうしても各メーカーさんについては、自分のところの無線を使用していただきたいというところがあります。今回は、携帯網というのを選定した部分で、それを使っての整備をというような状況にはなりますので、先ほど言いましたように、それ以外のスピーカーですとか、バッテリーとか、それは仕様の縛りはせずに発注を行ったという状況でございます。

○委員 結果的には、やはり特命随契でやるべき案件じゃないのかなというのが私の感想です。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 すみません。今回の名称が業務委託という名前がついているんですが、実際は工事という理解でよろしいでしょうか。

○危機管理課 こちらは工事ではなくて、委託業務で発注しております。

○委員 何かこういった防災無線の設備を整える場合は通常工事かなと思うんですけども、なぜ委託業務なんでしょうか。

○危機管理課 まずは、今回の整備については、先ほども申し上げましたけれども、今現在ついているスピーカーの支柱のほうはそのまま使用する形で、そこは変えないと。工事、全体経費の工事に当たる部分が10%以下だということがございました。それとあわせてシステムの構築、資機材の購入、取付け、あと音達域の調整、あとは既存機器の処分という形の内容になっているため、業務委託という形の選定をしております。

指名委員会の中でも、工事ではというご意見もございましたが、こちらのほうは議会にも説明する形で、業務委託でこういった内容ですということをお諮りしまして進めたところでございました。

○委員 先ほどの工事の案件で、バッテリーを交換するものは、機器の購入費がほぼ9割以上だと思うんですが、それは工事で発注して、こちらもほぼ機器の購入となっていますけれども、どうして業務委託の諸経費体系になっているということなんですか。

○危機管理課 今、既存のものを外して取付けして、音声の調整をしていると。あとは、基本的には製造となりますので、今回に関しましては工事ではないと設定したところでございます。

○委員 恐らく、この機器の所有権がどっちにあるか。業務委託であれば、所有権は委託側にあるんですよ。ところが、ここの機器の所有権がもし塩竈市にあるとすれば、これは工事だろうと、ソフトウェアも含めてです。ハードとソフトを購入したのであれば工事になるだろうし、そこが一つの区切りになるんじゃないかと思うんですけども、これらの機器の所有権はどうなんでしょう。

○危機管理課 機器の所有については、財産取得する形ですので、市にあるという状況です。

○委員 であれば工事ですよ。

○委員長 その辺のところをまたさらに検討していただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、「塩竈市防災行政情報伝達システム整備業務委託」を終わります。お疲れさまでした。

それでは、関係職員の方、交代をお願いいたします。

○委員長 よろしく申し上げます。

それでは、「塩竈市定額減税補足給付金（不足額給付分）事業業務委託」につきまして、担

当課及び事務局からご説明をお願いいたします。

○生活福祉課 それでは、説明申し上げます。

資料1 ページをご覧ください。

事業概要についてですが、国の経済対策であります「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」に基づきまして、令和6年度に実施いたしました当初調整給付額に不足が生じた納税義務者に対しまして、不足分を給付するに当たり給付事務の効率化を図るため、コールセンター業務を委託したものでございます。

コールセンター業務につきましては、5. 委託内容に記載させていただいたとおりでございます。

なお、積算につきましては、見積徴収委員会から指名されました5者に見積り徴収依頼をしました。そのうち3者から見積りをいただき、その平均値でもって積算をしております。なお、未提出の2者に対しまして、その理由を確認したところ、手持ち業務が多く受注困難であるということを確認しております。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○事務局 続きまして、契約の概要を説明いたします。

資料2 ページをお開きください。

発注方法は、指名競争入札としております。

2の資格要件等ですが、指名の理由といたしまして、本市指名登録業者のうち、役務部門「その他」または「人材派遣」の登録がある480者のうち、官公庁で「給付事業におけるコールセンター業務」の実績を有する11者を指名しております。

4の金額等でございますが、落札価格が税抜きで94万5,000円、落札率が14%。

5の契約の相手方は、J社となっております。

資料の4ページの契約台帳をお開き願います。

6者が入札に参加し、1回目の入札で一番札が予定価格以内となり、落札となりました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、ご質問等お願いいたします。

○委員 これはシンプルに、そちらのほうでも見積り取ったときにはアベレージとしてはこのくらいの積算価格になるだろうということが、実際蓋を開けてみると、差はありながら、ここで入札に参加している人たちは皆250万、200万円台ということになると、やはりその

乖離というか、見積りしたときの積み上げの中身ということと今回の部分と大分違っていたということがあれば教えていただきたいんですが。

○生活福祉課 それでは、お答え申し上げます。

結果として低入になった要因として考えられます原因は3つ考えてございます。

まず1つは、参考見積り徴収する際に、十分な条件面を提示できなかったことと考えています。具体的には、コールセンター配置にオペレーターの延べ人数や、延べ作業時間を明示できなかったことから、業者さんの判断によって金額に大きな乖離が生じた。

2つ目といたしましては、やはり積算価格を適正に設定できなかったのかなと捉えております。3者からの見積りと先ほど申し上げましたが、1者につきましては、やはり1,000万を超える金額で見積りが出ていましたので、本来であれば、ここで積算額を参考見積りから大きく乖離しているのを除外したほうが適切だったと考えられます。結果としては、それも含めて平均値を取ったために積算額が高上りとなってしまったためという捉え方をさせていただいております。

最後になりますが、参考見積りをいただいた1者からは、一式という形でしか内訳明細が出ていなかったの、確認した上で積算にも反映させるべきであり、見積り徴収後の精査が不十分だったためと捉えさせていただいております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 すみません。これ定額減税の給付金で不足分、問合せがある場合の対応ということですよ。だから多めに単に見積もっただけで、実際はそんなには来なかったと。J社さんは、このぐらいで足りるんでないかというところで受けて、結果的にこの業務はもう終了しているんですよ。特に何の混乱もなくというところで収まったと。だから、非常に難しいと思います。これ、予定価格をつけるのは。そこはもう現場の判断にお任せで、委託業務だから最低制限価格に引っかからなくて結果オーライの入札だったなという気がいたします。

○生活福祉課 よろしいですか。申し訳ございません。

今、先生からお話ありましたけれども、低入に伴います業務への影響という部分かと存じますけれども、入札後、我々で落札業者に対しましてヒアリングを実施させていただきました。そうしたところ、委託期間中の業務量において、やはり日によってばらつきがあるということから、状況に応じた人員配置を行うことでコスト削減が可能だと。それに基づいた応札でしましたということの確認をしました。

なお、委託終了後、履行確認検査をおきましても、仕様書どおり適正に履行されていることを確認し、業務への影響はありませんでした。

○委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、「塩竈市定額減税補足給付金（不足額給付分）事務業務委託」の質疑を終わります。
お疲れ様でした。

それでは、担当課職員の方の交代をお願いいたします。

続きまして、「令7-単 藤倉汚水ポンプ場修正設計業務委託」につきまして、担当課及び事務局からご説明をお願いいたします。

○下水道課 下水道課のご説明をさせていただきます。

資料のほうは1ページとなります。

こちらのほうは、藤倉の汚水の中継ポンプ場、こちらのポンプ場の修正設計ということでございます。

業務の内容でございますけれども、こちらのほうは、令和5年度に行いました調査設計業務の中で作成いたしました全体設計の修正でございます。その修正を行った中で、こちらのポンプ場の2期工事という部分の設計書、仕様書をまとめるという中身でございます。

続きまして、積算方法ということでございます。

こちらにつきましては、一般販売している下水道協会の標準歩掛かりというのがございまして、こちらを使用して積算をしております。

また、修正設計ということでございますので、補正率という部分を使用するに当たりまして、見積りをコンサルタント3者から、度合率というんですけれども、こちらの見積りを徴収しまして、積算で使用する標準の人工数に補正率を掛けて修正設計業務を行うものでございます。

低入札、あとは高い方もいらっしゃったんですけれども、要因としては修正設計ということで、やはり当初の内容を理解していないと修正するにも時間がかかる、費用もかかるということで、高い方と低い方がいらっしゃったと分析しております。

○事務局 続きまして、契約の概要をご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

発注方法は、指名競争入札としております。

2の資格要件等ですが、指名の理由といたしまして、本市指名登録業者のうち、県内に営業

所等を有し、土木関係建設コンサルタント部門「下水道」の登録がある102者のうち、テクリスにおいて「ポンプ場」に関する県内実績がある26者の中から、実績件数上位10者を指名しております。

4の金額等でございますが、落札価格が税抜きで602万1,000円、落札率が100%。

5の契約の相手方は、K社となっております。

資料の4ページの契約台帳をお開きください。

8者が入札に参加し、1回目の入札で一番札が予定価格以内となり、落札となりました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、お願いします。

○委員 これは、この落札したところとそうでないところの差があまりにあり過ぎるということがありまして、それは高いところも低いところもあったという先ほどのご回答ではありますものの、そのこのところ、ちょっとあまりに差があり過ぎるのではないかということと、あわせて、ぴったり100%になってしまったというか、なったということに関して、当局としてどのような見解を持っていらっしゃるのかということをご改めにお尋ねしたいと思います。

○下水道課 先ほど補正率というお話をしたんですけれども、資料の入札執行についての通知の配付資料、参考資料をご覧いただければと思います。

こちらの入札執行に係る、契約書にはとじていないんですけれども、積算の参考資料ということで配付したものでございます。こちらをおめくりいただきまして、1ページ目、補正率の算定ということで、まずこちらの真ん中あたりの(2)補正率・度合率ということで、過年度設計業務の資料・データの使用が可能であるため、度合い、設計の歩掛かりにしていますよということで、そちらのほう(3)補正後の歩掛かりということで、右側の度合率ということのを元の歩掛かりに掛けまして人工数を出しているということでございます。

その結果、先ほど申しましたように、最初にこのデータを分析したり内容を確認したりという部分で、コンサルタントによっては差が出てきたものと捉えているところでございます。

また、落札率100%でございますけれども、当初設計を行ったのは、今回受注したK社さんが設計業務を行っているというものでございます。

あわせて、この度合率の見積りを取ったんですけれども、その度合率を取った3者のうち1者がK社さんでした。結果として、そちらの度合率を市では採用しまして積算しており

ましたので、K社さんが参加して、まさしく度合率を見積りと同じように入札のときも使用して参加したということで、そこで市の積算額と入札価格が一致したと考えております。

○委員長 分かりました。よろしいでしょうか。

○委員 いや、一般常識として1,000円単位まで一致というのはあり得ないです。1万円単位だったらいいんだけど、1,000円。602万1,000円という。1,000円までという。先ほどの補正、度合率、そこがあって、当初の設計もこちらがやられているからとか、何かそれで一致するというのは、それぞれ経費率が必ずあるので、それまで全部一緒かというのも、競争というのはそういうものではないので、疑いを持たなきゃいけないということなんです。本当に何か内部から情報が漏れていたとすると、こういうことはあり得る。だけれども、漏れ伝わった受け手も、全く同じ金額なんかでは普通出さないですよ、ばれるから。だから、何でこんなことが起こり得るのかというのは、ある意味で不思議なんです。ただ、先ほど先生も、あまりにも他者との金額の差が大き過ぎるということで、そういう意味では、このK社さん、当初設計も行っているということから、この辺のところで積算しているに違いないというところがもう全部分かっていて、それで結果的に100%になっちゃったのかなという気もするんですけども、何かちょっと割り切れないものを感じます。

○下水道課 私ども単価採用したのは度合率だけなんですけれども、度合率を全く加味せず積算に入れ込んだと。同じく入札に参加したK社さんも、何も加味せず、そのまま積算しているという形で、なかなかあり得ないということではあるんですけども、今回は一致してしまったというのが、今回の案件ということになります。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 その度合率ですけれども、3者に見積りを依頼して一番安い度合率を使ったということでしょうか。

○下水道課 3者の平均を出しまして平均直下の度合率を採用したというのがK社さんの度合率です。ほかの2者からいただいた度合率を入れますと、大体900万円と800万円ぐらいの設計価格になっているという状況でございます。なので、660万円という若干低かったK社さんの度合率を採用したということでございます。

○委員 あと、3者は、K社以外、この指名に加わっている業者さんなのでしょうか。さらに、指名競争に入る場合は5者以上という話がありましたが、見積り取る場合に3者でよかった

のでしょうか。

○下水道課 残りの2者につきましては、入札には参加しておりませんでした。こちらは県内に支店と本店がある会社に見積りをお願いしております。

○委員 あえて2者を外した指名にしたということなんですか。

○下水道課 見積りは、下水道課で見積り徴収要綱に従って3者から取っているという形でございます。度合率だけでしたので、入札の指名とは一切関係なく、入札の指名は別に行ったということでございます。

○委員 多分通常の見積りであれば、当該見積り者が入札に参加する場合は、何件とかというのが適用されるという理解ですか。

○下水道課 見積りの依頼件数なんですけれども、基本原則としては5者以上から見積りを取ることにしてございまして、営繕工事につきましては3者以上という規定で、運用しているところでございます。

○委員 今後の提案ですが、度合率という言葉に置き換えていますけれども、実際は歩掛かりの見積り徴収と同じ効果がありますので、そういった場合は、通常の見積りのルールに従ってやられたほうがいいのかと思いますし、なおかつ取った業者は入札に参加させたほうが公平な入札を担保できるのかなと思います。

さらにもう1個言いますと、知らずに入札に参加されて、度合率を加味しないで100%に入れてしまったがために、2,000万円とか大きな開きが出ていると思いますので、国の指導もあって、こういった特殊な歩掛かりを使う場合は公表して入札する、仕様書に入れておくこともやっていますので、ぜひその辺も、今後公告する際には、仕様書に情報も入れるべきと思います。

○下水道課 公告の段階なんですけれども、一応配付資料ということで、入札に当たって事前にお配りした参考資料も公表をしております。今回は修正設計ということもあるので、度合率を使用しますと出しているということでございます。ただ、やはり入札、見積り取った業者さんと、取っていない業者さんのほうでは、認識の度合いをどこまでしているかというのは、把握はしておりません。

○委員 了解いたしました。じゃ、これはあれですか、このまま白抜きで出している。

○下水道課 白抜きで、はい。

○委員 実際パーセントは入れていない。

○下水道課 入れていないです。

○委員 これは入れるべきと思うんですが、どうでしょうか。

○下水道課 こちらのほうの補正の部分ですけれども、難易度によって補正というの中にはございます。なので、私のほうで今までこちらのほうを公表したことはありませんので、そういったご意見いただきましたので、今後検討していく必要があるかなと思っています。

○委員長 お願いします。

○委員 公表していないといっても、結果的にK社さんは知っていたんですよ。それはちょっと公平な入札制度の観点からは不公平です。度合率を知っているんだから公表すべきです。あとは、元単価で競争していただければいいんじゃないでしょうか。だから、結果的には、こちらのK社さんを優遇した、一般競争入札の形を取っているけれども、最初からそこしか応札というか、落札するということが想定された一般競争入札なんじゃないでしょうかと言われても反論できないと思うんですけれども、その辺のところをもう少し気をつけていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

これで「令7-単 藤倉汚水ポンプ場修正設計業務委託」の質問を終わります。どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。議事の総括としまして、各委員の先生からご意見、ご感想があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。で

○委員 今回は1者応札が結構あって、競争性ということは複数に応札をされて初めて競争性が確保されるので、それが確保されない場合には、やはりその原因をちゃんと分析して、場合によっては、もう特命随契でやらざるを得ないとしたほうがすっきりすると。形だけを入札にして、実際は最初から決まっていることがないように。

あと、もう1点、今物価がどんどん上がっていて、例えば半年前に見積り取ったものと今の金額というのはもう大きく乖離している。そういったことがあるので、見積りを取る際には、直近の金額といえますか、そういったものを見て予定価格を算定しないと。だから、1番目のケースなんかは、みんなもう上がっているというのは、だから最低価格を取ったというけれども、今のご時世からするとそここのところも間違いなんじゃないかなと。ほぼ半年以上前ですけれども、この物価高というのは今後もずっと続いていくと思いますので、特に人件費

とか、その辺のところをちゃんと加味して予定価格を積算されたらどうかと感じました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 今回抽出させていただきましたが、やはり今の先生もお話あったとおりのこの見積りのやり方と競争入札という形なんですけど、結果としてなぜか随意契約っぽい終わり方になってしまっている。そういったプロセスをやはり考えていかなければならないんじゃないかなと、今回選んでみて特にそう思いました。

以上です。

○委員長 委員。

○委員 今回、この抽出した案件については、そうですね、結構特殊な工事とかが多くて、すごく皆さんがおっしゃっているように随意契約とかという方法もあるのかなと思いますが、もう一方で、プロポーザルなんかもやはり適していたのではないかなと思います。設計から施工まで例えば一体で発注するようなやり方もございますので、今後参考にしていただければと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今回の本当に先生方ご指摘のとおりいろいろな点があったと思うんですけども、特に100%の落札というのは、表から見たらやはりこれ絶対「うん？」と感じにはなっちゃう。やはりその辺の力と、特に業者間の入札の幅のあまりにも広過ぎちゃってというのは、いかなものかという。これについては、また工夫等もお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

それでは、ご意見はよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

次第の6. その他です。

その他は何かございますか。

○事務局 ありがとうございました。

では、次回開催予定は、令和8年7月の開催を予定してございます。

また、皆様の日程調整させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長 では、事務局にお返しします。ありがとうございました。

○事務局 委員長、ありがとうございました。

本日、委員の皆様から頂戴した貴重なご意見、ご提案につきましては、今後、市内部でしっかりと総括し、改善に向けて検討を進めてまいります。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回塩竈市入札監視委員会を終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時45分 閉会